

三重県国公立高校生等奨学給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）」第2条に規定する高等学校等のうち、国公立高等学校等の生徒等の保護者等であって、県内に住所を有する低所得世帯に属する者に対し、予算の範囲内において、高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等とは、法第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、国公立の高等学校等（国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。）とする。
- (2) 高校生等とは、法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者であって、高等学校等に通う者とする。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等（以下「措置費支弁対象高校生等」という。）であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等を除く。）が措置されている者は除く。
- (3) 保護者等とは、法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項、同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等とする。
- (4) 基準日とは、在籍状況等を確認する日とし、申請の日が属する年度の7月1日とする。ただし、秋期入学者については、入学日とする。
- (5) 低所得世帯とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 生業扶助受給世帯 基準日現在において「生活保護法（昭和25年法律第144号）」第36条の規定による生業扶助が行われている世帯
 - イ 非課税世帯 保護者等全員の申請日が属する年度に賦課される道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（ただし、生業扶助受給世帯を除く。）
- (6) 第2子とは、次に掲げる者をいう。ただし、当該世帯に通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合は、通信制以外の高等学校等に通う高

校生等は全て第2子とする。

- ア 7月1日現在において当該世帯に扶養されている高校生等の兄弟姉妹のうち、
2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等
- イ 7月1日現在において当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の通信制以外の高等学校等に通う高校生等

（受給資格）

第3条 給付金は、次の各号の全てを満たす保護者等に支給する。

- (1) 基準日現在において県内に住所を有する保護者等
- (2) 基準日現在において高等学校等に通う高校生等がいる低所得世帯の保護者等

2 基準日現在において休学している高校生等は、支給の対象としない。

（給付金年額）

第4条 生業扶助受給世帯に属する保護者等は、当該世帯に扶養されている高校生等1人当たり年額32,300円の給付金の申請をすることができる。

2 非課税世帯に属する保護者等は、当該世帯に扶養されている次の各号に掲げる者1人当たり当該各号に定める額の給付金の申請をすることができる。

- (1) 通信制以外の高等学校等に通う高校生等（第3号に掲げる者を除く。）

年額82,700円

- (2) 通信制の高等学校等に通う高校生等 年額36,500円

- (3) 通信制以外の高等学校等に通う第2子である高校生等 年額129,700円

（申請）

第5条 第3条の受給資格者であって、県内の高等学校等に通う高校生等の保護者等が給付金の申請をする場合には、高校生等奨学給付金受給申請書（様式1又は様式1-2）に次の各号に掲げる書類を添え、高校生等が通う高等学校等の長を経由し、三重県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）へ提出しなければならない。

- (1) 基準日以降に発行された保護者等全員の住民票

- (2) 課税状況が確認できる書類（次の各欄に掲げる世帯であることを証明する当該各欄に定める証明書をいう。）

ア 生業扶助受給世帯 基準日現在において生業扶助が措置されていることが確認できる福祉事務所長の証明書

イ 非課税世帯 申請日が属する年度に賦課される道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることが確認できる証明書

- (3) 振込先の口座が確認できる書類

2 第2子がいる非課税世帯の保護者等は、前項の書類に加えて、第2子及びその他の高校生等又は高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養していることを証明する書類を提出しなければならない。

- 3 措置費支弁対象高校生等（母子生活支援施設に入所している高校生等のいる世帯を除く。）については、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないことが確認できる書類を提出しなければならない。
- 4 申請者は、給付金の受領を第三者に委任する場合は、前項までの該当書類に加えて、委任状（様式3）を提出しなければならない。

なお、高等学校等が給付金を代理受領する場合は、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺できる。
- 5 県内の高等学校等の長は、保護者等から給付金の申請があった場合には、当該保護者等の属する世帯の高校生等について、重複申請の確認を行い、基準日の在籍状況等にかかる副申書（様式4）に申請者一覧（様式4別紙）を添えて教育長に提出するものとする。
- 6 申請者は、対象となる高校生等が県外の高等学校等に通う場合、第1項から第4項までの該当書類に加えて、当該高校生等が基準日現在で高等学校等に在学していることを証明する在学証明書（様式5）を提出しなければならない。ただし、県外の高等学校等であっても、当該高等学校等の申出により、県内の高等学校等と同様の手続きにより申請することができる。
- 7 高校生等に保護者がいないために、主たる生計維持者又は本人が申請する場合は、高校生等の扶養関係が確認できる書類を提出しなければならない。
- 8 申請書の内容を変更する場合は、高校生等奨学給付金変更届（様式6）を教育長に提出しなければならない。
- 9 前項までの書類は、申請者に一切返却しない。

（申請期日）

第6条 給付金は、明らかに手続が行えないと認められる理由がある場合を除き、教育長が指定する期日までに申請手続が未了の者には支給しない。

（支給決定）

第7条 給付金の支給の可否は、教育長が決定し、申請者に通知するものとする。

（支給回数）

第8条 給付金の支給回数は、高等学校等に通う高校生等一人につき、年1回年額を一括して支給し、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。ただし、高校生等が高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者である場合には、この回数に加えて最大で2回まで支給することができる。

（申請の取下げ）

第9条 支給決定を受けた申請者は、支給決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより給付金の申請を取り下げようとするときは、支給決定の日から起算して2週間以内に、その旨を記載した書面を教育長に提出しなければならぬ

い。申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支給決定はなかったものとみなす。
(返還)

第10条 教育長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者があるときは、支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(事情変更による決定の取消し)

第11条 教育長は、給付金の支給決定をした場合において、天災地変等、決定後に生じた事情により、支給事業の全部又は一部を継続することができない場合には、支給決定の全部又は一部を取り消し、又はその内容若しくは条件を変更することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、事業の実施に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した高校生等を対象として行う支給事業から適用する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日までに高等学校等に入学した者については、第1学年に入学した者を支給対象者とし、新たに他の学年に転学等した者は支給対象外とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2号に規定する高校生等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に限る。単位制の高等学校等においては、教育長がそれぞれの学年に該当すると認められる者に限る。

(1) 平成28年3月31までの教育長が指定する期日までに給付金の申請があった場合 第1学年又は第2学年に在籍する者

(2) 平成28年4月1日から平成29年3月31までの間の教育長が指定する期日までに給付金の申請があった場合(ただし、第1号に掲げる場合を除く。) 第1学年から第3学年までに在籍する者

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年6月1日から施行する。